

第1章 組織・体制

1 宮城県災害対策本部と保健医療調整本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

宮城県災害対策本部は、県内で震度6弱以上の地震が観測されたときや特別警報が発表されたとき、災害発生のおそれがあり知事が必要と認めたとき等に設置します。

また、各広域行政圏（地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の管轄区域）においては、災害対策本部地方支部又は地域部が設置されます。

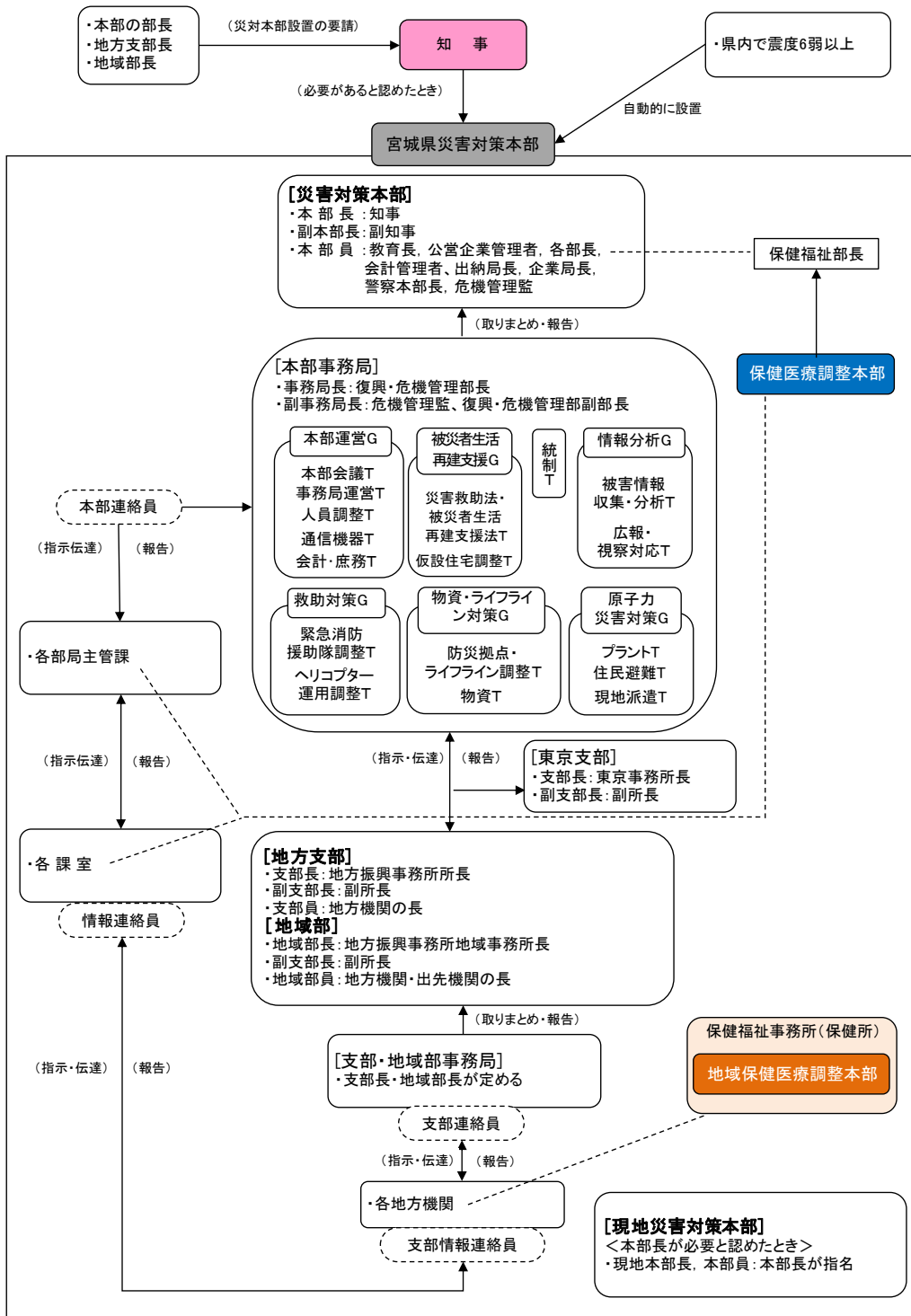


図1 宮城県災害対策本部の概要

(2) 保健医療活動に関する調整組織の設置

保健医療活動の調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部及び活動に係る各組織を設置します。

名 称	設置・出務場所	業務内容
保健医療調整本部	みやぎ広報室内（原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療活動全体の調整
災害医療コーディネーター	保健医療調整本部内	保健医療全般の調整
	設置：原則地域保健医療調整本部（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における保健医療全般の調整
宮城DMA T調整本部	保健医療調整本部内	DMA Tの受入・配置調整等
日赤救護班活動調整本部	保健医療調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整，受入・配置調整等
宮城D P A T調整本部	保健医療調整本部内	D P A Tの受入・配置調整等
災害薬事コーディネーター	保健医療調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言，調整等
	原則地域保健医療調整本部等（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における薬剤師活動に係る助言，調整等
DMA T・S C U本部	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地）	地域医療搬送及び広域医療搬送の調整
地域保健医療調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療活動全体の調整
地域保健医療連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療活動の情報共有
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動の調整等
日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等
宮城D P A T活動拠点本部	地域災害保健医療活動連絡会議内	地域でのD P A T活動の調整等

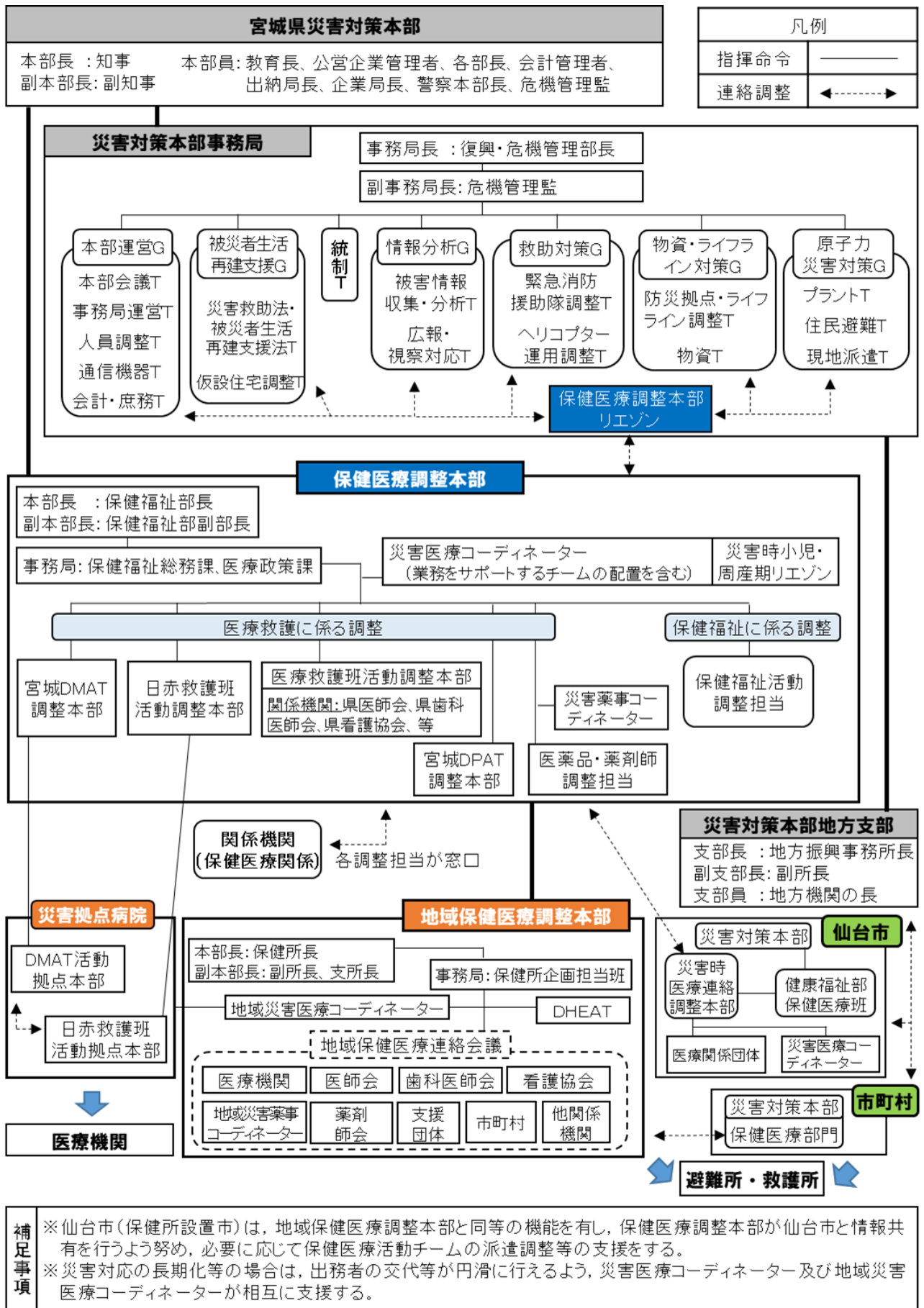


図3 付帯説明図

(3) 保健医療調整本部

宮城県災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の下に保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置します。

保健医療調整本部内には、県災害医療コーディネーターを配置し、必要と認められる場合には県災害医療コーディネーターを補佐する宮城県災害時小児周産期リエゾンを配置します。また、宮城DMAT調整本部、日赤救護班活動調整本部、医療救護班活動調整本部、宮城DPAT調整本部及び県災害薬事コーディネーター等を配置して各保健医療活動チームの派遣調整等を行います。

なお、保健医療調整本部事務局、宮城DMAT調整本部及び日赤救護班活動調整本部の設置場所は原則として行政庁舎1Fのみやぎ広報室（広報室に設置できない場合は10F1001会議室）とし、情報窓口を設置でき次第、すみやかに関係機関へ周知します。

保健医療調整本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する調整本部会議を開催するものとし、調整本部会議には、必要に応じて災害医療コーディネーター等、関係機関等の参加を求めるものとします。

本部の廃止については、保健医療活動チームの活動状況や被災地の医療施設等の復旧状況、被災自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断します。

職名	もって充てる職	業務
本部長	保健福祉部長	保健医療調整本部の総括
副本部長	保健福祉部副部長	本部長の補佐
事務局	保健福祉総務課及び医療政策課 ※ 必要に応じ、他の課室から応援を受けることがある。	調整本部会議の運営
本部員	保健福祉部内の各課長	所管の保健医療活動に係るチームの派遣調整等

保健医療調整本部は、以下の業務を行います。

- (1) 保健医療活動チーム等の派遣調整
- (2) 保健医療活動に関する情報連携
- (3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析
- (4) 地域保健医療調整本部の支援及び調整
- (5) その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項

(4) 地域保健医療調整本部

保健医療調整本部が設置された場合、災害対策本部地方支部又は地域部の保健福祉班（班長：保健福祉事務所長）の下に、保健所長を本部長として、地域保健医療調整本部を設置します。

地域保健医療調整本部には、DMA T活動拠点本部や宮城DPAT活動拠点本部、県災害医療コーディネーター等と連携しながら地域内の保健医療活動の調整を行う地域災害医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターと連携しながら地域内の医薬品等供給、薬剤師派遣の調整等を行う地域災害薬事コーディネーター等を配置し、また、管内の保健医療活動チーム同士の情報共有や派遣調整等を行う地域保健医療連絡会議を設置します。

また、地域保健医療調整本部は、管内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部と連携して活動します。

なお、地域保健医療調整本部の設置場所は原則として保健所内としますが、災害対応の状況により、市町村に地域保健医療調整本部又はその下に紐づく組織を設置することについて市町村と協議する場合があります。

地域保健医療調整本部の管轄は下記のとおりです。

二次医療圏	地域保健医療調整本部	職名	もって充てる職	所管区域
仙南医療圏	仙南地域保健医療調整本部	地域本部長	仙南保健所長	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
		地域副本部長	副所長	
仙台医療圏	仙台市災害時医療連絡調整本部	災害時医療連絡調整本部長	仙台市健康福祉局の本部員	仙台市
	塩釜地域保健医療調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	塩竈市，多賀城市，富谷市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村
		地域副本部長	副所長 黒川支所長	
岩沼地域保健医療調整本部	岩沼地域保健医療調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	名取市，岩沼市，亘理町，山元町
		地域副本部長	岩沼支所長	
大崎・栗原医療圏	北部地域保健医療調整本部	地域本部長	大崎保健所長	栗原市，大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
		地域副本部長	副所長 栗原支所長	
石巻・登米・気仙沼医療圏	東部地域保健医療調整本部	地域本部長	石巻保健所長	石巻市，登米市，東松島市，女川町
		地域副本部長	副所長 登米支所長	
	気仙沼地域保健医療調整本部	気仙沼地域保健医療調整本部	地域本部長	気仙沼保健所長
地域副本部長			副所長	

地域保健医療調整本部は、市町村等と協力して次の業務を行います。

- (1) 保健医療活動チーム等の避難所等への派遣調整
- (2) 保健医療活動に関する情報連携
- (3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告
- (4) その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項

(5) 市町村

市町村では、災害対策本部設置時に、保健医療活動を担当する部門を設け、次の業務を行います。

- ・ 避難所等事前に定める場所に医療救護所を設置し、被災者の迅速かつ的確な救護を行います。また、その実施状況を管轄の地域保健医療調整本部に報告します。
- ・ 管内の医療機関等の被災状況等を地域保健医療調整本部に報告します。
- ・ 市町村の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、地域保健医療調整本部に対し医療救護班等の派遣を要請します。

※ 仙台市は、「地域保健医療調整本部」を「保健医療調整本部」と読み替えるものとします。

(6) 県保健医療調整本部・地域保健医療調整本部・市町村のフェーズ別活動

大規模災害発生時からのフェーズ別の活動内容は概ね以下のとおりです。

フェーズ	県保健医療調整本部	地域保健医療調整本部	市町村
フェーズ0 (～24時間) 【初動対応】	<ul style="list-style-type: none"> ● 県保健医療調整本部設置 ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集開始 (EMIS 災害モードに切り替え) ● 県災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン出務 ● 県災害薬事コーディネーター出務 ● DMAT 派遣要請 ● 宮城DPAT調整本部の設置 ● その他関係機関への協力要請 ● 航空搬送拠点の被害状況収集, SCU 設置の検討・設置要請 ● 医薬品需給状況の把握 ● 医療機関からの物資等支援要請の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域保健医療調整本部設置 ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集開始 (必要に応じシステム代行入力) ● 地域災害医療コーディネーター出務 ● 地域災害薬事コーディネーター出務 ● 保健医療活動状況の情報収集 ● 医療救護班派遣ニーズの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部内に保健医療活動担当部門設置 ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集 ● 避難所及び医療救護所の設置, 運営 ● DMAT・医療救護班派遣要請 ● 在宅医療を必要とする要配慮者等の安否確認, 避難誘導 ● 保健医療活動実施状況の報告 <p>ー以下、仙台市のみー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関被災状況・稼働状況を必要に応じシステム代行入力 ● 県災害医療コーディネーター出務
フェーズ1 (～72時間) 【初期救急段階】	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集を継続, 報道機関への情報提供 ● DMAT活動の調整 ● 孤立した病院の避難対策 ● DPAT派遣ニーズの集約・派遣調整等 ● 医療救護班等派遣ニーズの集約・派遣要請 ● 医薬品確保対策の実施 ● 医療機関からの物資等支援要請の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集を継続 ● 医療救護所の運営支援 ● DMAT活動拠点本部との連携 ● 医療救護班等派遣ニーズの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護所の運営 ● 医療救護班派遣要請 ● 在宅医療を必要とする要配慮者等の支援, 医療機関受け入れを要する者の対応 ● 医療救護活動実施状況の報告 <p>ー以下、仙台市のみー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関被災状況・稼働状況の情報収集を継続

<p>フェーズ2 (概ね4日目 ～1,2週間) 【医療救護所 等への派遣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護班等派遣調整 ● 医療救護活動実施状況に係る情報集約と関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内の医療救護班等の派遣調整 ● 管内の医療救護活動実施状況に係る情報集約と関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所の設置、運営 ● 医療救護所の運営 ● 医療救護班等の受入 ● 医療救護班活動の終了時期の検討・調整 ● 医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知 <p>ー以下、仙台市のみー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の医療救護班等派遣調整 ● 管内の医療救護活動実施状況に係る情報集約と関係機関との情報共有
<p>フェーズ3 (概ね1,2週間 ～1,2か月) 【医療救護活 動終了まで】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護班等派遣調整 ● 県内の医療救護活動終了時期の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内の医療救護班等の派遣調整 ● 管内の医療救護活動終了時期の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護所の運営 ● 医療救護班等の受入 ● 医療救護班活動の終了時期の検討・調整 ● 医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知

◎フェーズ別 活動内容・プレイヤー・ツール対応表

フェーズ	プレイヤー 主な活動内容	県庁	保健所	市町村	災害医療 コーディネーター	DMAT	医療救護班等	DPAT	心のケアチーム	コーディネーター	医師会 JMAT等	自衛隊	日赤	消防機関	医療機関	災害拠点 病院等	ツール
フェーズ0 【初動対応】 (～24時間)	県・市町村災害対策本部設置	◎	◎	◎								○	○				
	県保健医療調整本部設置	◎															
	地域保健医療調整本部設置		◎														
	被害状況等の情報収集	◎	◎	◎							○				○		EMIS MCA無線 防災無線 衛星電話 (医)様式2-1～2-3 (衛)様式1
	災害医療コーディネーター出務				◎												
	災害薬事コーディネーター出務									◎							
	公衆衛生スタッフの確保	◎	◎	◎													(衛)様式2～5
	避難所・医療救護所の設置運営			◎													(医)様式2-4～2-6 (医)様式3-1
避難所の生活環境調査		○	◎													(医)様式5-2	
要配慮者の安否確認等		○	◎														
DMAT・DPAT派遣要否の検討・派遣要請	◎				◎												
フェーズ1 【医:急性期, 衛:緊急対策】 生命・安全の確保 (24～72時間)	救命・救急医療	◎			◎	◎		◎		○		○	○	○	○		EMIS MCA無線 衛星電話 ヘリコプター
	医療救護班等派遣ニーズ収集	◎	◎	◎													(医)様式2-4～2-6
	避難所の生活環境調査		○	◎		○											(医)様式5-2 (衛)様式6～8-2
	被災者の健康状況の把握・健康相談 (自宅滞在者含む)		○	◎													(衛)様式6～12
	被災者の心のケア対策	○	○					◎					○				
フェーズ2 【医:医療救護所等への派遣, 衛:応急対策】 生活の安定、避難所対策 (概ね4日目～1.2週間)	医療救護班等の派遣	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎				(医)様式2-4～2-6 (医)様式5-1
	避難所の生活環境調査		○	◎			○										(医)様式5-2 (衛)様式6～8-2
	被災者の健康状況の把握・健康相談 (自宅滞在者含む)		○	◎													(衛)様式23～27
	こころのケア対策	○	○	◎				◎					○				(衛)様式13
	避難所の食事提供状況の把握・栄養 相談	○	○	◎													(衛)様式16～17
	避難所の衛生管理	○	○	◎													清掃用資器材 簡易トイレ
フェーズ3 【医:医療救護活動の終了まで, 衛:応急対策】 避難所～応急仮設住宅入居まで の期間 (概ね1.2週間～1.2か月)	医療救護班等の派遣	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	○	◎				(医)様式2-4～2-6 (医)様式5-1
	被災者の健康状況の把握・健康相談 (自宅滞在者含む)			◎													(衛)様式16～17
	こころのケア対策			◎				◎	○				○				(衛)様式15
	避難所の食事提供状況の把握・栄養 相談			◎													(衛)様式16～17
	避難所の衛生管理	○	○	◎													清掃用資器材 簡易トイレ
フェーズ4 【復旧・復興対策】 応急仮設住宅対策や新しいコミュ ニケーションづくり等 (概ね1.2か月以降)	通常の医療体制に移行														◎		
	医療施設の復旧・復興対策	◎	○	○											◎		
	こころのケア対策	○	○	◎					◎								
	応急仮設住宅入居被災者の健康状況 の把握	○	○	◎													(衛)様式29
応急仮設住宅でのコミュニティ支援	○	○	◎														

【各フェーズに共通のツール】
パソコン(通信回線、プリンタ等周辺機器含む)
通信機器
避難所等巡回用自動車

(凡例)
◎: 主に対応するプレイヤー
○: 活動に参加又は支援するプレイヤー

2 災害医療コーディネーター等について

(1) 災害医療コーディネーター

災害医療コーディネーターとは、災害時に県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、県保健医療調整本部や地域保健医療調整本部、市町村で保健医療活動の調整等を行う部門において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者です。

災害医療コーディネーターのうち、保健医療調整本部に置かれる者を県災害医療コーディネーター、地域保健医療調整本部等に置かれる者を地域災害医療コーディネーターと称します。

平時には、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行い、災害発生時には、災害医療コーディネーターを補佐するスタッフと共に以下に示すような業務を行います。また、中長期の被災地支援が必要となる場合は、災害医療コーディネーター間で相互に支援し、交代要員を確保します。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とするものとします。

種別（出務先）	業務内容の例
県災害医療コーディネーター （県保健医療調整本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県全体の保健医療全般の調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織体制の構築に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療調整本部の組織体制等にかかる助言や支援等 (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の保健医療ニーズに係る情報の収集や分析、対応案の立案に係る助言や支援等 (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受援や支援に係る助言や調整の支援等 (4) 患者等の搬送の調整に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の搬送及び受入れに係る調整への助言や支援等 (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成及び保存並びに共有に関する助言や、自身の活動に関する記録の作成等 2 特定専門分野の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析患者の転送先調整 ・精神科入院患者の移送先調整、精神科医療チームの派遣先となる地域の調整 ・妊産婦及び新生児の移送先調整
地域災害医療コーディネーター （災害拠点病院又は地域保健医療調整本部等）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記災害医療コーディネーターに準じた地域内の保健医療活動の調整及び県災害医療コーディネーター等との連携

(2) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により任命された者です。

平時には、災害時の小児・周産期医療の体制整備に係る助言等を行うとともに、災害時には、保健医療調整本部において、災害医療コーディネーターとともに、特に小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整等を行います。

(3) DMA T（災害派遣医療チーム）

DMA Tとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。

自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されます。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待されます。

このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネジメントに関する知見が必要で、この医療を担うべく、厚生労働省が行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMA Tです。

なお、派遣されたDMA Tは、保健医療調整本部内に設置される宮城DMA T調整本部やその指揮下に設置されるDMA T活動拠点本部の下で活動します。

また、宮城県が行う災害派遣医療チーム研修を受講した隊員を宮城DMA T-L と呼称し、県内の日本DMA Tと宮城DMA T-Lを併せて宮城DMA Tと呼称します。

(4) 日赤救護班

日赤救護班は、医師・看護師・事務職員等により構成され、日本赤十字社から被災地に派遣される医療チームです。他の救護団体と協力しながら救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行います。

なお、派遣された日赤救護班は、保健医療調整本部内に設置される日赤救護班活動調整本部やその指揮下に設置される日赤救護班活動拠点本部の下で活動します。

(5) DPAT（災害派遣精神医療チーム）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

このような活動を行うために都道府県によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATです。

なお、派遣されたDPATは、保健医療調整本部内に設置される宮城DPAT調整本部の指揮下で活動します。

宮城県におけるDPATの体制や活動に関しては、「宮城DPATの体制及び活動に関する要領」、「宮城DPAT活動ガイドライン」、「宮城DPAT活動マニュアル」等において定めます。

(6) 医療救護班

医療救護班とは、医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チームです。

医療救護班には、地元医師会等と連携して市町村が編成するもののほか、日本医師会が編成するもの（JMAT）、各都道府県が派遣するもの、独立行政法人国立病院機構、医学部を持つ大学、全日本病院協会等の医療関係団体、医学・医療に関する学会などから派遣されるものがあります。

また、歯科医師・歯科衛生士等が歯科医療等を行う歯科医療救護班や薬剤師が服薬指導等を行う薬剤師チーム等があります。

(7) 心のケアチーム

県内で自然災害や事故等の災害が発生した場合、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を予防するため、災害時に生じるストレス反応について心理教育や相談、支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談に対応するチームです。

宮城県における心のケアチームの体制や活動に関しては、災害発生状況に応じ「宮城県精神保健福祉センター心のケアチーム活動要領」等において定めます。

(8) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターは、県保健医療調整本部や地域保健医療調整本部において、医薬品等や薬剤師の派遣等に関する助言や総合調整等を行います。

県保健医療調整本部に置かれる者を県災害薬事コーディネーター、地域保健医療調整本部に置かれる者を地域災害薬事コーディネーターと称します。

宮城県における災害薬事コーディネーターの体制や活動に関しては、「災害時薬事関連業務マニュアル」において定めます。

(9) 災害医療コーディネーターとDMATの連携

- ① 県内で大規模災害が発生した場合、DMATは宮城DMAT調整本部の指揮・調整の下に行動します。宮城DMAT調整本部は県災害医療コーディネーターとの連携の下に、DMAT活動拠点本部及びDMAT・SCU本部の指揮・調整を行います。
- ② 地域災害医療コーディネーターは、DMAT活動拠点本部と連携して行動します。具体的には、DMATから要請された傷病者について、その受入医療機関を調整し、確保した受入先をDMATに伝えるほか、現地でつかんだ医療ニーズやDMAT・医療救護班の活動支援の要望等に関する情報をDMAT活動拠点本部に伝えます。

(10) その他

- ① DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達及び自らの生活等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とします。
厚生労働省、都道府県等は、DMATの移動手段（ヘリコプター等、帰路を含む）、医薬品支給、生活手段等の確保について可能な限り支援・調整を行います。
- ② 日本赤十字社は、日赤救護班要員全員に対し、「日本DMAT隊員養成研修」と同等の研修を行い、災害時には、当該救護班は、DMATと協働して活動します。
また、DMATの活動に必要な支援を可能な範囲で行います。
- ③ 県保健医療調整本部は、保健医療活動の長期化が見込まれる場合において、被災地の地域保健医療調整本部において活動する地域災害医療コーディネーターの負担を軽減するため、災害医療コーディネーターや非被災地の地域災害医療コーディネーターを応援として派遣調整する等、災害医療コーディネーター間の相互支援に係る調整を行います。

3 関係機関の役割分担

機 関 名	活 動 内 容
日本赤十字社 宮城県支部	<ol style="list-style-type: none"> 被災地の医療機能が回復するまでの間若しくは地方公共団体等による救護・救助活動が開始されるまでの間、独自の判断で出動し、医療救護活動を実施します。 知事の派遣要請に基づきDMAT及び救護班を派遣し、医療救護活動を支援します。
災害拠点病院	<ol style="list-style-type: none"> 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を実施します。 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送へ対応します。 自己完結型の医療救護チーム（DMATを含む）を派遣できる機能を有します。 地域の医療機関への応急処置用資器材を貸出します。
宮城県立 病院機構	災害の状況及び県立病院の被害状況に応じ、「病院防災マニュアル」等により県立病院での受入体制を確保するとともに、派遣要請に応じて医療救護班を派遣します。
人工透析施設	<ol style="list-style-type: none"> 緊急連絡網により施設の被災の有無を連絡し、一次中心施設は全体の被災状況ととりまとめ、必要な対策を実施します。 必要があれば、市町村を通じて県に、また、宮城県医師会、日本透析医会災害情報ネットワークなどに情報提供をします。
一般の 医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 自院や地域の被害状況によって軽症の傷病者の受入れや通常の診療を実施するよう努めます。 病床のある病院・診療所は災害拠点病院の後方病床としての役割を想定しておきます。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 情報収集及び厚生労働省本省への情報提供を実施します。 必要に応じ関係職員を派遣します。 関係機関との連絡調整を実施します。
国立病院機構 北海道東北ブ ロック事務所	知事又は救助関係機関からの要請を受けた場合、国立病院機構の病院に連絡し、医療救護班の派遣の調整を行います。
宮城県医師会	<ol style="list-style-type: none"> MCA無線等により、郡市医師会と連携して県内医療機関の被災状況や稼働状況に係る情報収集を行い、県等との情報共有を図ります。 「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、知事から援助の要請があったときは、「宮城県医師会災害時医療対策要綱」に基づき、各郡市医師会に医療救護班の編成を要請し、他の団体と協力して医療救護活動を行います。 知事が日本医師会にJMATの派遣を要請したときには、日本医師会及び県保健医療調整本部との連絡調整を行います。
宮城県 歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 地区歯科医師会と連携して県内の歯科医療機関の被災状況や稼働状況に係る情報収集を行い、県等との情報共有を図ります。 「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、知事から要請があったときは、歯科医療救護班の派遣等の必要な協力を実施します。 知事が日本歯科医師会に歯科医療チームの派遣を要請したときには、日本歯科医師会及び県保健医療調整本部との連絡調整を行います。
宮城県 薬剤師会	「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、知事からの協力要請があったときは、薬剤師班を編成し、救護所・医薬品等集積所での在庫管理、服薬指導等を実施します。
宮城県 病院薬剤師会	「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、知事からの協力要請があったときは、薬剤師を派遣し、救護所・医薬品等集積所での在庫管理、服薬指導等を実施します。
宮城県看護協会	「災害時における社団法人宮城県看護協会の協力に関する協定」に基づき、知事から要請があったときは、医療救護班を編成し、他の団体と協力して医療救護活動を行います。
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 航空機を用いた患者搬送を行う場合に、DMAT等と協力しながら、SCUの設置及び運営を支援します。 県からの要請に基づき、被災地に医療チームを派遣します。
消防機関	医療機関、宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部、DMAT、医療救護班及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を実施します。

○宮城県災害拠点病院一覧(令和4年3月31日現在)

区分	病 院 名	電話番号	住 所
基幹	国立病院機構仙台医療センター 救・D	(022) 293-1111	〒983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目 11-12 UTM ポイント：54SVH91743468
地域	公立刈田総合病院 D	(0224) 25-2145	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖 36 UTM ポイント：54SVH65690718
地域	みやぎ県南中核病院 D	(0224) 51-5500	〒989-1253 柴田郡大河原町字西 38-1 UTM ポイント：54SVH76721272
地域	仙台市立病院 救・D	(022) 266-7111	〒982-8502 仙台市太白区あすと長町一丁目 1-1 UTM ポイント：54SVH90203154
地域	東北大学病院 救・D	(022) 717-7000	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1 UTM ポイント：54SVH87833598
地域	仙台赤十字病院 D	(022) 243-1111	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目 43-3 UTM ポイント：54SVH85943210
地域	東北労災病院 D	(022) 275-1111	〒981-8563 仙台市青葉区台原四丁目 3-21 UTM ポイント：54SVH89073738
地域	東北医科薬科大学病院 D	(022) 259-1221	〒983-8512 仙台市宮城野区福室一丁目 12-1 UTM ポイント：54SVH97113567
地域	仙台オープン病院 D	(022) 252-1111	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目 22-1 UTM ポイント：54SVH92703849
地域	坂総合病院 D	(022) 365-5175	〒985-8506 塩竈市錦町 16-5 UTM ポイント：54SWH01363984
地域	総合南東北病院 D	(022) 23-3151	〒989-2483 岩沼市里の杜一丁目 2-5 UTM ポイント：54SVH89201792
地域	大崎市民病院 救・D	(0229) 23-3311	〒989-6183 大崎市古川千手寺町二丁目 3-10 UTM ポイント：54SVH95116861
地域	栗原市立栗原中央病院 D	(0228) 21-5330	〒987-2203 栗原市築館宮野中央三丁目 1-1 UTM ポイント：54SWH01778866
地域	登米市立登米市民病院 D	(0220) 22-5511	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中 25 UTM ポイント：54SWH16768210
地域	石巻赤十字病院 救・D	(0225) 21-7220	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下 71 UTM ポイント：54SWH24395680
地域	気仙沼市立病院 D	(0226) 22-7100	〒988-0052 気仙沼市字赤岩杉ノ沢 8 番地 2 UTM ポイント：54SWJ 49050441

救 救命救急センター（高度救命救急センターを含む）

D 宮城DMAT指定病院